

2018年12月28日

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 1-37-1

西形ビル 6F ちどりの巢内

エンターテイメント表現の自由の会

編集長 坂井崇俊殿

100-8051

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

株式会社毎日新聞社

編集編成局社会部長 磯崎由美

回答書

冠省 2018年12月12日付朝刊記事「児童ポルノ 教師ら4.7% 警察庁まとめ 所持容疑で検挙」の記事中の記載につき質問状を受領しましたので、当社職掌上、当職より回答いたします。

<ご質問> 当該記事において「きっかけはネットやDVD、アニメやゲームで児童ポルノを目にしたことが多かった」との記載があるが、児童ポルノ禁止法においては、実在しない児童を描いたものについては児童ポルノとして定義していない。毎日新聞社においては、実在しない児童を描いたものも児童ポルノとして認識しているのか。

<回答> ご指摘の通り、児童買春・児童ポルノ禁止法が規制対象として定義する児童ポルノには、実在しない児童を描いたものは含まれません。しかし広義では、児童ポルノという言葉が、実在しない児童を描いたものを指す場合もあると考えています。

たとえば、欧州評議会が発案したサイバー犯罪に関する条約（略称・サイバー犯罪条約）では、児童ポルノを定義した項目の一つに、「性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像」との記載があります。この項目は実在しない未成年者も対象にしていると解釈されています。日本は2012年11月に同条約の締約国となり、条約の内容を承認しています。

また、UNICEF（国連児童基金）などが共催した「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」（2008年11月）での成果文書「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言および行動への呼びかけ」では、「実在しない子どもの性虐待描写物を含む児童ポルノの製造、配布、故意の入手、所持、国境を超えた流布、WEB上でのアクセス、閲覧する行為」を犯罪として定義するよう求めています。

こうした例により、児童ポルノという言葉には、児童買春・児童ポルノ禁止法が規制対

象とするもののほか、実在しない児童の性的描写を含むことがあると認識しています。

<ご質問> 今日、日本において流通しているアニメ・ゲームにおいて、日本の国内法における児童ポルノに該当するものは存在しないと認識している。当該記事は明らかに事実誤認であり、読者に児童ポルノに該当するアニメやゲームが存在しているとの誤った認識を与える可能性がある。この点を踏まえて、当該記事の訂正を行う予定はあるのか。

<回答> 上記のように、広い意味での児童ポルノという言葉には、国内法が規制対象としているものと、それ以外の実在しない児童を描いたものの両方を含むことがあると考えています。当該記事中のご指摘の箇所は、こうした広義の児童ポルノを意図して表記しました。ご理解いただければと存じます。

以上